

平成30年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 3番 | 尾 関 俊 治 |
| 副 議 長 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 議 員 | 1番 | 竹 中 光 重 |
| 〃 | 2番 | 古 田 聖 人 |
| 〃 | 4番 | 川 島 功 士 |
| 〃 | 6番 | 伏 屋 隆 男 |
| 〃 | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 〃 | 8番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---|---------|
| 町 | 長 | 広 江 正 明 |
| 副 町 | 長 | 川 部 時 文 |
| 教 育 | 長 | 宮 脇 恭 顯 |
| 監 査 委 員 | | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長 | | 村 井 隆 文 |
| 企画環境経済部長 | | 堀 仁 志 |

| | |
|----------------|--------|
| 住民福祉部長 | 服部 敦美 |
| 建設水道部長 | 田中 幸治 |
| 教育文化部長 | 足立 篤隆 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 那波 哲也 |
| 総務課長 | 佐々木 正道 |
| 税務課長 | 田島 直樹 |
| 環境経済課長 | 伊藤 博臣 |
| 住民課長 | 赤塚 暢子 |
| 福祉子ども課長 | 花村 定行 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 平岩 敬康 |
| 書記 | 中野 妙子 |

1. 議事日程（第3号）

平成30年6月13日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第34号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第2 第35号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 第36号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 第37号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第5 第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第6 第39号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 第40号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第41号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第42号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第43号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第11 第44号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 第45号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 第46号議案 平成30年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第34号議案から日程第13 第46号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第34号議案から日程第13、第46号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第34号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第35号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の5ページですが、固定資産税の関係第54条で特定水力発電、以下地熱、バイオマス、太陽光、風力などあるようですが、私、本当に不勉強で申しわけありませんが、今、太陽光については多くの家庭の屋根についていたり、それから土地を利用して設置されていたりするんですが、これが税金と関係あるということがここでわかったわけですけど、この中身についてもう少し説明をしていただけないでしょうか。そして、今までと今回の改正とでどのように変わったのか教えていただきたいです。お願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の固定資産税の関係で、特定水力発電ですとか地熱発電等々、再生可能エネルギーに係る装置についての課税標準の特例についてでございます。

背景から御説明申し上げますと、現在、国において再生可能エネルギーの利用拡大を目指す中で、こういった発電設備の導入初期に係るコストの縮減を図って設置事業者の税負担を軽減するというような観点から、こういった課税標準の特例が設けられているところでございます。

現在におきましては、太陽光発電以外の類型については固定価格の買い取り制度による売電収入を見込んで設備投資等を行っておりまして、本来、普及のインセンティブというのは固定価格の買い取り制度において仕組むべきものでございますが、これらの類型につきましては、太陽光発電に比べて進捗がおくれているというようなこともありまして、再生可能エネルギーの活用推進の重要性に鑑み、引き続きこういった特例措置を図りながら導入の促進を図ってこうというような内容のものでございます。

今回、特に太陽光につきましては、従来一本くくりであったものが1,000キロワット未満のものであるとか、あと今度1,000キロワット以上のものとそれぞれ区分けをいたしまして、課税標準の特例を見直しさせていただいているというようなものになっております。また、風力においても同様に20キロワット以上、以下というような区分けをいたしまして、それぞれ制度の縮減というような部分を図ったりしておるというような内容になっております。

それぞれ区分けされた改正後のものについては、こちらの5ページに掲載のとおり、それぞれ課税標準を3分の2ですとか、4分の3といったような特例を講じて税負担を求めていくというような内容になっております。

今、漠と申し上げますと、そういった再生可能エネルギーのほうにシフトしていこうという中で、初期費用がかかってなかなか進まないという状況の中で、税負担においてこういった軽減を図りながら進捗を図っていこうといった考えのもとに、こういった改正がなされているというようなものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町においては、ほぼ太陽光発電が中心だと思いますけれど、その対象件数などはわかりますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんの御質問の中でおっしゃっていただきましたように、農地等で太陽光発電ですとか、一般家庭の屋根に設置しているような方は町内にたくさんおられますけれども、この

課税標準の特例に該当する規模での事業運営をしておられる方はいらっしゃいません。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり承認することと決しました。

第36号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第36号議案の特定教育・保育施設ということですが、笠松町に該当する施設があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この該当する施設につきましては、保育所が町内の保育所と、あとは双葉幼稚園が該当になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その中で、保育料の中の1万1,200円から8,000円に変わるという、この理由は何なのか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

国が保育料の無償化を進めておりますが、その前段階というか、まずはこの階層の、第3階層の方の幼稚園の保育料のほうの軽減ということとなっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この階層の、今、幼稚園と言われたけど、保育園も、みんな保育料も全てこの段階の部分がこう変わるというふうに思ったんですけど、それでいいですか。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 今回の改正につきましては、幼稚園の保育料の部分だけになっております。保育所のほうの保育料も徐々にというか、段階的に進められておりますので、今回は幼稚園の分です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一応、この見出しにつきましては、特定教育・保育施設ということであると、特定の双葉幼稚園などについていえば、教育施設という中身になるのでしょうか。保育所の保育料は依然として変わっていないというふうに考えていいですか。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

特定教育という部分が双葉幼稚園の部分になりまして、今回は幼稚園の部分についての改正でありまして、保育所につきましては、昨年、たしか改正のほうあったかと思っておりますが、今回につきましては幼稚園のこの階層の分だけになります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第37号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 最高限度額の引き上げの条例だと思っておりますが、国保の関係だけでいきますと54万円から58万円ですが、国民健康保険税として納めるときは、後期高齢者医療支援分が最高限度額19万円、介護給付金で最高限度額16万円、合わせて93万円になるのではないかと思います。お尋ねしたところ、まだ今年度については税額が出て計算されるのがこれからになるので、該当する収入のところはわからないということですが、本当に93万円と合計で納め

るわけですが、大変な額だと思いますけれど、この税条例が改正されればそれに従うということですし、国がこれを定めてきたということですが、これまで国の言うままではなく、延長したりしたこともありましたが、今回については即ということではどのような理由ででしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

ここ何年かは、ずっと国の改正に伴いまして同じように改正のほうをさせていただきました。国保の構造的な問題で、やはりなかなか収入の少ない方が多かったりとかということもありますので、収入のある方には応分の負担をしていただくということもありますので、国の改正に合わせて町のほうも改正させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 社会保険の限度額ってあるんですか。国保だけですか、最高限度額のあるのは。わかったら教えてください。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お待たせをして済みません。社会保険の場合も限度額はあります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これまで、最高限度額は、それなりの所得のある人だから仕方ないと思ってまいりましたが、このごろの特に後期高齢者とか、それから介護保険の負担分も入るので大きいんですが、やはり93万円というお金を払える方はありがたいですが、そのちょうどはぎまというか、限度額の階層が、比較的家庭の多い方だとか、一般的な収入のところでもこの段階に入るといってお話を聞き、この制度について反対をいたします。

○議長（尾関俊治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第37号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第38号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり同意されました。

第39号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番(古田聖人君) 2点お尋ねいたします。

議案資料のほうの34ページ、固定資産税関係、生産性向上特別措置法に関する改正内容についてなんですが、ここに、町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資というふうに記されていますが、これは具体的にどういったものを指すのでしょうか。事例がもしあれば説明していただきたいんですが。

もう一点は、たばこ税関係でございます。

今回の条例改正においては、加熱式のたばこの税の徴収の仕組みが段階的に変わるというんですが、笠松町内で販売されているたばこの中で、今、加熱式のたばこの割合というのはわかりますでしょうか。その2点、教えてください。

○議長(尾関俊治君) 堀部長。

○企画環境経済部長(堀 仁志君) それでは、私のほうからは、資料の34ページの生産性向上の特別措置法に係ります町の主体的に作成する計画の関係でお答えをさせていただきます。

まず、この生産性向上特別措置法が施行されまして、国のほうでその導入促進指針というのを策定いたします。それに基づきまして、町が導入促進基本計画というものを策定することになります。その中身といたしましては、先端設備等の導入の促進の目標、あと先端設備等の導入促進の内容に関する事項、あと計画期間というものを定めまして、国のほうの認定を受けるというようなものでございます。

それに、国から認定を受けたその市町村が策定をします導入促進計画に基づきまして、中小企業のほうが先端設備等の導入をした場合にこの制度が受けられるというような流れになります。国の指針に基づきまして町が策定する計画、その計画に基づいて企業が策定したまた計画、その2つの計画がマッチしたということで、この制度が受けられるというようなものでございます。

〔「具体的に」の声あり〕

その先端設備というものにつきましては、機械装置とか、あと測定工具、検査工具、あと器具備品、あと建物不随設備というようなものが該当になってまいります。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、たばこ税についての御質問にお答えをさせていただきます。

加熱式たばこの内訳等わかるのかというようなお尋ねでございますが、現在の申告書が課税標準となります本数換算をされて申告されてまいりますので、現状では内訳のほうについてはわかりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

御丁寧な回答ですが、いまいち私の理解不足なののでしょうか。固定資産税の今の関係なんです、これは実際、例えば中小企業の方がそういったものを、軽減措置を申請しようとする場合、今のお話だと、うちが果たして該当するのかどうか、いま一つ、例えば私自身が経営者だったらちょっとわかりづらいと思うんですが、具体的に、例えばこんなような会社のこういう設備は該当するよとか、そういったようなガイドラインというか、何か指針みたいなのは用意されているのでしょうか。

それとも、私もこういったものがあるというのは初めて知ったんですが、例えば商工会を通じては、こういったものを既に商工会報を通して配布されているのでしょうか。今後の啓発を含めてどうやっていくのか、いわゆる今、笠松町がやっている産業促進条例と似たようなところがあると思うんですが、そのあたりの兼ね合いも含めまして、どういうふうに取り組んでいくのかということをお願いしたい。

あと加熱式たばこを、今、割合がよくわからないということなんです、段階的にそういうふうには税率をアップするということになりますと、割合がちょっとわからないと来年度のたばこ税の税収の予算もなかなか算定できないではないかと思うんですが、そのあたりどういうふうには計算していかれるのでしょうか。ちょっとそのあたり、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） わかりにくい説明をしまして申しわけありませんでした。

実は、国のほうの指針におきましては、市町村におけます全ての地域の業種、事業等が対象になるということにまずなっております。それで現在、国の指針に基づきまして町の導入促進計画を策定して、今、国と調整を進めているわけですが、その計画の同意を得た後に、町としても周知をしていきたいと思っております。その関係で、もちろんホームページにも載せますし、あと商工会を通じて企業さんのほうにも説明をさせていただきたいと思っております。

あと、中小企業さんが先端設備を導入する際には、経営革新等支援機関ということで商工会の事前確認というのも必須事項になっておりますので、商工会とも連携をしまして、この事業を進めていきたいというふうで思っております。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

先ほどの加熱式たばこの把握についてでございますが、現行の申告制度上はそういう取り扱いということになっておりますが、今回、制度が改正されて、経過措置的に、段階的にそういった換算方法が移行してまいります。必然的にその基礎となる本数というのが必要となってくると思いますので、このあたりは、また関係機関とも情報収集をしながら、次年度予算等の積算に向けては情報収集に努めてまいりたいと思えますし、実際の課税に際しては、その内訳が必要となつてまいりますので、そういった形で申告がなされてくるものと理解をいたしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） たばこ税関係のほうはわかりました。

あと固定資産税関係なんですけど、多分文言が、町が主体的に作成したというのが非常にわかりづらく、結局、全ての業種が対象になるというふうに理解していいわけなんです。

あと、これからさまざまなツールを使って周知していただくということですので、機会を見て、また改めてそのあたりの内容等、固まったら伺いたいと思っておりますので、きょうはこのあたりにおきます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 放課後児童の育成事業の関係の質問をさせていただきますが、今の放課後児童の状況、今年度の計画はある程度わかりますでしょうか。または、例えば年度当初から進むに従って児童数とか変わってくるのでしょうか。年度当初に多分希望をとられていると思いますが、動きがわかれば教えてください。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

放課後児童クラブの入所につきましては、前年度に説明会等を開きまして申し込みをとらせていただきます。5月1日現在で登録をしてみえる方なんですけれども、笠松で45名、松枝で171名、下羽栗で102名の方が登録をしております。こちらのほうが1年生から6年生まで全員の人数なんですけど、通常の場合ですと3年生までで、長期休暇の場合ですと6年生までです。そのトータルの人数が今の人数になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ふだん、現状の夏休み以外は3年生までなんです。3年生までの数もわかりますか。そして、夏休みは6年生までになるということと合わせて非常に多い、これは一月の人数だと思いますけれども、指導者については非常に大変だと思いますけれども、その募集とか、ここにもそのための対策が書かれているわけなんですけれども、どのような状況でしょうか。特に、松枝、下羽栗の人数に対応するだけの指導者というのは、きちっと毎年確保される道があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

小学校3年生までのお子さんの人数ですが、笠松で36人、松枝で118人、下羽栗で77人になっております。

指導員のほうのことですけれども、今現在、支援員、保育士の資格であったり、教員の資格であったりという、そういう資格を持ってみえる支援員の方が23人、それからあと補助員とい

いまして、子育て支援の研修とかを受けてみえる方とか、あと大学の学生さんであったりとかという方なんです、その補助員の方が26名、今現在お願いしております。その方たちでローテーションしながら児童クラブのほうにかかわっていただいているんですけども、やっぱり長期休暇になりますと、どうしてもこの指導員の方たちの人数がちょっと不足になるものですから、今、広報とかホームページとか、いろんなところで周知をしながら募集のほうをかけております。あと、どうしても足りない場合には、今年度予算をつけていただきました派遣会社のほうの指導員というのも活用していきたいというふうに思っております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町家庭保育事業、いわゆる家庭的保育事業所というのは、笠松町にはないと言われたと思いますが、それでよろしいですか。

そして、あわせてここでお聞きしたいんですが、給食の問題も書いてあるんですが、笠松で言えば3保育所に笠松保育園と、それから幼稚園が2カ所ありますね。そのあたりの給食の関係はどのようになっているか、つかんでいらっしゃいますでしょうか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

家庭的保育事業者は町内にはございません。あと給食につきましては、町内の4保育所につきましては自園で調理をされております。幼稚園につきましては、済みません、把握をしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例というのは、そうした基準を緩和するような条例ではないかと思いますが、私は本当に、子供の命を守り育てる大事な場所が保育所だと思うし、幼稚園だと思いますが、私はそのようにとったんですけど、それについてこの条例改正は、心配はないんでしょうか。特に、食事のアレルギー体質だとかいろんなのがあったときに事故が起こる可能性を強く感じるんですが、その点どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の家庭的保育事業者等というのは、地域型の小規模の保育所でございます、これは待機児童の対策として、大きい都会であったりとかという場合にこういう地域型の保育所を設定してということなんですけれども、今、町内にはございませんが、家庭的保育事業所の給食につきましても、外部搬入する場合であっても、やはりアレルギーだとかそういうものは対策は必ずしておかなければいけないということも載っております。あと、小規模で家庭的保育といえますと人数が5人以内であったりとかという家庭的なところでの保育になりますので、調理室であったりとか調理員さんの配置というのがなかなか難しいということもあまして、自園調理規定の経過措置について今5年というものを10年に延ばすという改正になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 保育困難の状況は、日本中の中で特に都会に多く起こっていますが、笠松町は該当するところがないとするなら、この条例をどうしても定めなければならないものなのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

平成27年度から子ども・子育て支援法のほうで制度が開始されたときに、確かに今、町内にはございませんが、またいつできるかわかりませんので、体制は整えておかなければいけないということで条例のほうも定めさせていただいております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 保育の充実を図るのは国の責任だと思います。それが間に合わない

いう形で、このような条例がすいすいと行ってしまう。そうではなくて、本当に子供の命を尊重し、一人一人の人権を認めていくというのなら、また働く親の立場からしても、こうした間に合わせにするのではなく、きちっと国で責任を持ち、それに沿う条例をつくるべきだと思いますので、この条例の制定には反対します。

○議長（尾関俊治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。

延会 午前10時53分

